

# 西条市中小企業等経営安定化 支援事業費補助金



公募期間  
R4.7.4～  
R4.12.23  
※予算額に達し  
次第終了

## 対象者

市内中小企業者

(個人事業主にあつては、市内に事業所を有していること)

## 注意事項

- 令和5年1月31日までに終了する事業であること。
- 市内の事業所等を拠点として実施される事業であること。  
(設備を導入する場合は市内の拠点に設置すること。)
- 発注、契約等は、補助金申請後、交付決定を受けてから可能。  
補助金申請以前の着手は、補助対象外。

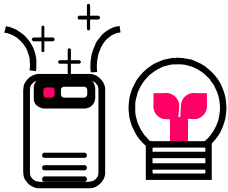
以下3つの各事業メニューにつき、1事業者1回の申請を限度とします。

## 1. 感染症対策・省エネ設備導入支援事業 [補助率1/2以内]

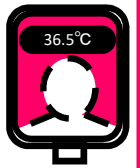
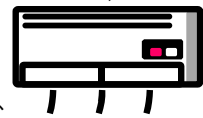
感染症対策の強化や省エネ設備の導入を目的に取り組む事業を支援

補助上限額：50万円 下限：10万円

主な対象経費：換気等設備費(換気機能内蔵エアコン、空気清浄機能内蔵エアコン、扇風機、サーキュレーター、加湿器、CO2濃度測定器、空気清浄機、換気扇)  
遮蔽物導入費(アクリル板、パーテーション、透明ビニールシート)



感染防止対策費(非接触体温計、サーモカメラ、消毒用タッチレスディスペンサー、自動センサー蛇口、ふた付き洋式トイレ、マイク・スピーカー)



省エネ設備費(省エネを目的とした機械設備)

## 補助事業概要

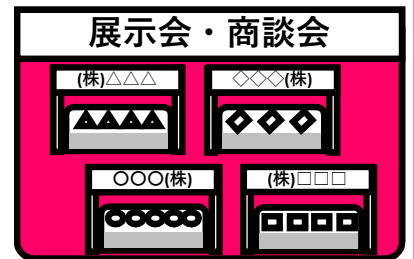
## 2. 販路・市場開拓支援事業

[補助率1/2以内]

新たな販路・市場を開拓するための取り組みを支援

補助上限額：50万円 下限：10万円

主な対象経費：展示会等出展費、旅費、輸送費、委託費、ネットショッピング出店費、調査費、広告費、専門家謝金、専門家旅費



## 3. 専門家活用支援事業

[補助率1/2以内]

### 経営安定促進型

経営安定化等を目的とした専門家活用を支援

補助上限額：20万円 下限：2万円

主な対象経費：専門家謝金、専門家旅費

### 先駆的事業加速型

国実施の補助金申請時の専門家活用を支援

補助上限額：10万円 下限：2万円

主な対象経費：専門家謝金、専門家旅費、早期経営改善計画策定支援謝金

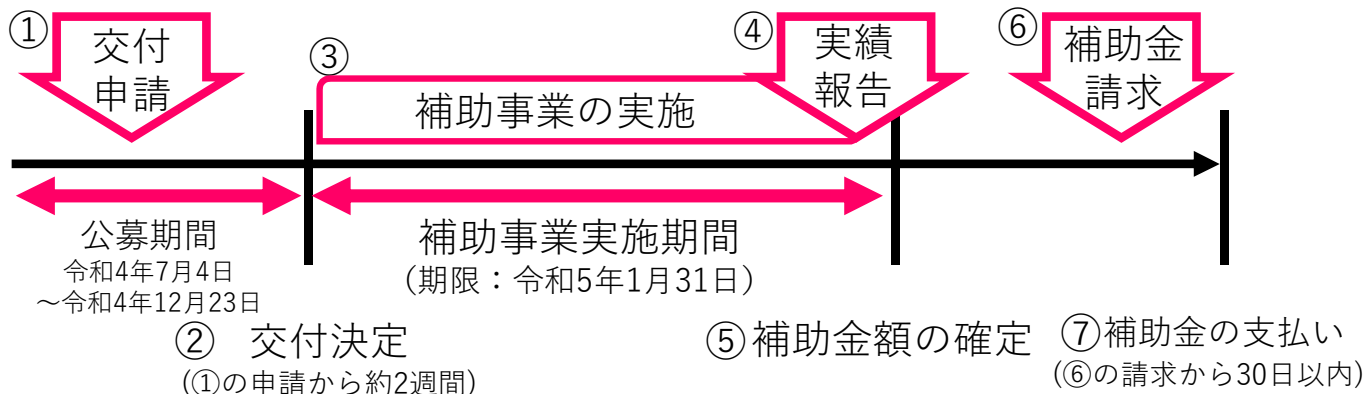


## 事業スキーム



手続きの流れ

## スケジュール等



### 1 必要書類を揃える

必要書類	
交付申請書(様式第1号)	<b>様式ダウンロードページ(市HP)</b> QRコードを讀取！ または キーワードで検索！ 西条市 経営安定化 補助金
宣誓書兼委任状(様式第2号)	
事業計画書(様式第3号)	
見積書(設備の導入についてはカタログも添付が必要)	
事業の実施がわかる資料(決算書または確定申告書類) ※決算期を1度も迎えていない場合は、公募要領をご確認ください。	

### 2 交付申請書及び事業計画書に必要事項記入

### 3 交付申請書を郵送にて提出

※ 事業開始は、申請後、交付決定(採択)を受けてからとなります。

窓口では受付出来ませんので、必ず**郵送**にてご提出ください。

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市産業振興課 企業立地・経営支援係 行

TEL：0897-52-1407

申請手順

申請書送付先  
お問い合わせ先